

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日南福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年11月1日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和2年度決算に係る資産総額変更登記が遅延していた（登記日：令和3年7月5日）。 ついては、資産総額の変更登記は、会計年度終了後3か月以内（毎年度6月末日まで）に行うこと。 （組合等登記令第3条第3項）</p>	<p>資産総額の変更登記について、会計年度終了後、毎年度6月末日までに行う。</p>
2	<p>社会福祉事業のあかねの郷拠点から収益事業の高齢者生活支援委託事業拠点へ1,500,000円を貸し付けているが、当該年度内に補填されていなかった。 ついては、収益事業に繰替えて使用した資金については、当該年度内に補填すること。 なお、前回も同様の指摘をしているので、必ず改善すること。 （老発第188号第二の3（4））</p>	<p>収益事業への貸し付けについて補填を行った。 今後、貸し付けした場合には、当該年度内に補填を行う。</p>